

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 島 茂

<p>吉場安行東京線</p>	<p>路線名</p>
<p>草加市谷塚上町字大沼五六五番二地先から 同市谷塚上町字大沼五六四番三地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和六年三月二十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長三六・六二メートル 開始である。 路予定区域の一部供用 開始である。 平成二十一年三月三十 一日付け埼玉県越谷県 土整備事務所長告示第 二十一号で告示した道 路予定区域の一部供用 開始である。</p>	<p>備考</p>